


仕 様 書

件 名	事業系一般廃棄物収集運搬処理	作成年月日	R 6 . 1 . 2 9
		所 属	湯布院駐屯地業務隊管理科
		作成者	防衛技官 宮本 麻衣 

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊湯布院駐屯地で実施する「事業系一般廃棄物収集運搬処理」について適用する。

(2) 場 所

陸上自衛隊湯布院駐屯地
大分県由布市湯布院町川上941

2 概 要

湯布院駐屯地のごみステーション内に集積する事業系一般廃棄物の収集運搬・処理を実施する。

3 役務に関する要求

- (1) 大分県条例に基づき実施すること。
- (2) 収集は、土日祝日を除く平日の午前7時から午前9時までに実施すること。やむをえず土日祝日に収集を行う場合は、事前に官側と調整すること。
- (3) 計量後、計量伝票を持参提出すること。
- (4) 作業は他の施設に損傷を与えないように十分に注意して実施し、万一損傷を与えた場合は請負者の負担において原状復旧するものとする。

4 その他

本仕様書及び作業に際し疑義が生じた場合は、官側と協議した後、実施すること。

調達要求番号：4SS01CZ8001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
可燃ごみ（残飯）収集運搬処理		防衛大臣承認	
		作 成	令和 4年 2月 17日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	湯布院駐屯地業務隊

1 適用範囲

この仕様書は湯布院駐屯地食厨房から排出される「可燃ごみ（残飯）収集運搬処理」について適用する。

2 回収期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 搬出場所

- (1) 大分県由布市湯布院町川上941 陸上自衛隊湯布院駐屯地食厨房
- (2) 細部設置場所
別紙第1「湯布院駐屯地食堂平面図」（赤枠内）

4 残飯発生予定数量（過去2年の実績）

別紙第2「各月残飯発生量」

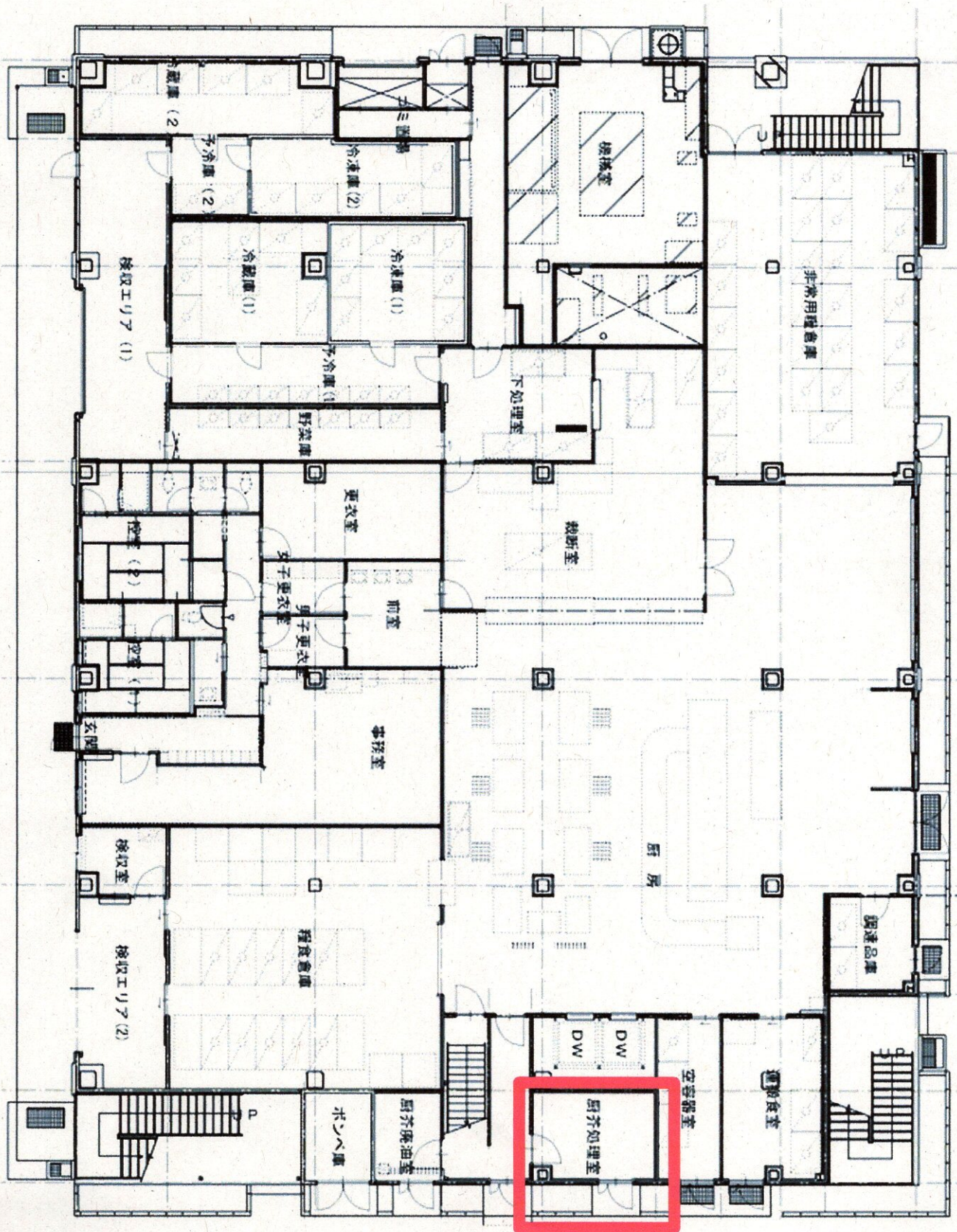
5 作業の概要

- (1) 努めて毎日、残飯を収集すること。ただし、収集できない場合は、官側との調整を実施するものとする。また、回収は午前7時から午前9時までに実施すること。
- (2) 回収について、混載を認めない。
また、計量時、自社の計量伝票を使用し計量後、持参提出するものとする。
- (3) 残飯容器は、契約業者側が準備するものとする。また、残飯用ビニール袋も契約業者が準備するものとする。
- (4) 残飯容器の洗浄は、契約業者側が実施するものとする。
- (5) 残飯の収集は、官側立会いのもと実施し、「残飯搬出記録」に搬出量を記入し押印するものとする。
- (6) 収集運搬作業時において、万一事故が発生した場合は、官側はその責任を一切負わないものとする。
- (7) 残飯の収集にあたっては、残飯庫周辺の清潔に努め、残飯等の散乱のないようにすること。

6 その他

契約業者側は、この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

湯布院駐屯地厨房平面図



別紙第2

各月残飯発生量

(kg)

4年度			
4月	5月	6月	7月
3,300	2,700	3,310	3,930
8月	9月	10月	11月
2,660	3,000	3,460	1,990
12月	1月	2月	3月
1,490	1,630	1,190	2,090
30,750			
5年度			
4月	5月	6月	7月
1,930	2,200	2,260	2,430
8月	9月	10月	11月
1,360	2,030	1,890	2,000
12月	1月	2月	3月
1,840	1,630		
19,570			

※ 5年度2月及び3月については未定